個人向けWEBサービス ワンタイムパスワード認証利用規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワード認証(以下「本認証」といいます)とは、個人向けWEBサービス(以下「個人WEBサービス」といいます)の利用に際し、ログインパスワードに加えて30秒毎に生成・表示されるパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます)を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本認証の利用者は、個人WEBサービスを契約のお客様に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本認証を利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置(以下「トークン」といいます)が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

(1) ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式で、お客様はハードウェアトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション(以下「アプリ」といいます)を利用する方式で、お客様はアプリをスマートフォン(以下「端末」といいます)にダウンロードし、ワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

(1) ハードウェアトークン

本認証の利用開始の依頼を行う場合は、ハードウェアトークン申込書により申込ください。お客様の申込後、当金庫からお客様の届出住所にトークンを送付いたします。

トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上からワンタイムパスワード利用開始登録を行うと、 当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本認証の利用が可能となります。

(2) ソフトウェアトークン

本認証を利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上からワンタイムパスワード利用開始登録を行うと、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本認証の利用が可能となります。

第4条 本認証の利用

- 1. 本認証の利用開始後は、個人WEBサービスの利用に際し、当金庫は契約者ID(利用者番号)およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を以って、お客様からの取引の依頼とみなします。
- 2. 前記1. にかかわらず、契約者 I D (利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワード に加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前記1. の認証のほか、確認用 パスワードの合致を以って、お客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの有効期限

1. ハードウェアトークンの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお、ハードウェアトークンの電池切れの場合は、ハードウェアトークン再発行の申込を行ってください。

利用できなくなったハードウェアトークンは、お客様の責任において破壊のうえ破棄してください。

- 2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行ったうえで、第3条の利用開始登録を行うものとします。
- 3. ソフトウェアトークンの利用期限はありません。
- 4. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、お客様は責任をもってソフトウェアトークンの利用停止設定を行うとともに、端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの停止及び再利用

1. お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき (ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします)、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫に届出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに個人WEBサービスの利用の停止措置を講じます。

2. トークンの再発行

- (1) ハードウェアトークンの場合、お客様はハードウェアトークンの再発行の申込を行ってください。当金庫は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に郵送します。
- (2) ソフトウェアトークンの場合、お客様はソフトウェアトークンの再利用の申込を行ってください。手続き後、お客様がアプリを再度ダウンロードすることでソフトウェアトークンを再発行したものとします。
- 3. 前記2. によりトークンを再取得した場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。

第7条 利用料

- 1. 本認証の利用料は、無料とします。 ただし、ハードウェアトークンの申込、交換、発行はハードウェアトークン代金および消費税(以下「機器代金」といいます。) をいただきます。
- 2.機器代金については、本認証の解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。
- 3. 当金庫は本認証利用料および機器代金を新設・変更する場合があります。
- 4. 利用料、機器代金は、当金庫ホームページまたはその他相当の方法により示された手数料等一覧に基づいた手数料とします。

第8条 免責事項等

- 1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫はいっさい責任を負いません。
- 2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。 ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- 3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。 ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- 4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが所定回数以上連続して伝達された場合は、取引の安全を確保するため、当金庫はお客様に対する本認証の利用を停止します。お客様が本認証の利用の再開を依頼する場合には、当金庫宛に届出るものとします。

5. ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本認証の利用中止

- 1. お客様は本認証を原則として中止することができません。やむを得ず中止した場合、当金庫は、振込(払込)の限度額をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
 - なお、利用中止の効力は、本認証に関してのみ生じるものとします。
- 2. 前記1. の利用中止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。
- 3. 本認証の利用中止により不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に 生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第10条 譲渡・質入の禁止

お客様はハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、 また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に 譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、個人WEBサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、定期預金規程、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

第12条 規定の変更等

本規定の内容について、当金庫はその裁量により変更できるものとします。この場合、当金庫は変更をホームページ等適宜の方法により開示または通知します。

適宜の方法により開示または通知した後に行われたワンタイムパスワードの利用については、変更後の内容が適用されます。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は 一切の責任を負いません。

また、諸手数料の変更についても同様とします。

以上 2020年4月1日版